

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

<ろうきん>をはじめとする金融機関では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます。）にもとづき、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいております。

今般、同法の改正により、従来の確認事項に加え「職業」や「取引を行う目的」等についても確認することが義務付けられました。

つきましては、2013年4月1日より、下記のとおり一定の取引に対して確認すべき事項等が追加されますので、ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. お客様への確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預り、金銭の借入れ、有価証券などのお取引を開始されるとき
- (2) 200万円を超える大口現金取引をされるとき
- (3) 10万円を超える現金による振込をされるとき

※当金庫の判断により、上記取引以外でもお取引時の確認をさせていただく場合があります。

2. 改正に伴い新たに追加される確認事項（2013年4月1日以降）

	個人のお客様	団体のお客様	
		人格なき社団・財団 法人登記されていない労働組合等が該当します。	法人格のある団体（上場会社を除きます） 法人登記されている労働組合や福祉事業団体等が該当します。
従来の 確認事項	○お名前 ○ご住所 ○生年月日 <確認方法> 運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	○お取引を担当される方のお名前・ご住所・生年月日 <確認方法> 運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	○団体名称、 ○本店または主たる事務所の所在地 ○来店された方のお名前・ご住所・生年月日 <確認方法> ○団体については、登記事項証明書などの公的書類を提示していただきます。 ○来店された方については、運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。
新たに 追加される 確認事項	○お取引を行う目的 ○職業 ○代理権（ご本人以外の方が来店された場合） <確認方法> お取引を行う目的および職業については、当金庫所定の「取引時確認に関する申告書」をご提出いただきます。 ※代理権については、来店された方についてのお名前、ご住所、生年月日のほか、本人のために取引を行っていることを書面等（住民票や戸籍謄本等）により確認させていただきます。	○お取引を行う目的 ○事業内容 <確認方法> 当金庫所定の「取引時確認に関する申告書」をご提出いただきます。 ※お取引担当者様が交代となった場合には、あらためて上記事項を確認させていただきます。	○お取引を行う目的 ○事業内容 ○代表権を有する方のお名前、ご住所、生年月日 ○代理権 <確認方法> ○お取引を行う目的については、当金庫所定の「取引時確認に関する申告書」をご提出いただきます。 ○事業内容については、登記事項証明書などを提示していただきます。 ○代表権を有する方のお名前、ご住所、生年月日については、これらの事項が分かる資料を提示していただきます。 ○代理権については、団体のために取引を行っていることを、当該団体が発行した社員証（組合員証）や委任状等により確認させていただきます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの窓口までお問い合わせください。＜受付時間 平日9:00～17:00＞